

江川流域の特定都市河川先行指定に向けた取り組みについて

近年、気候変動による豪雨の激甚化・頻発化が進む中、鳥取県では福部町内の浸水被害軽減を目的に塩見川流域全体の特定都市河川の指定を目指しているところです。

そしてこの度、塩見川流域の中でも河川整備が遅れている江川流域を先行して特定都市河川に指定することを検討していきたいと考えています。

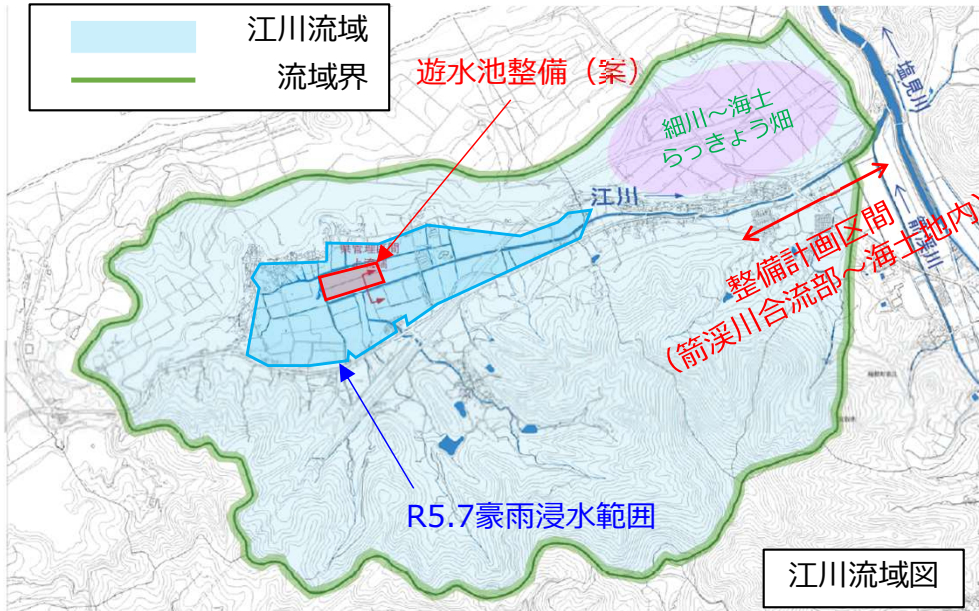
今後とも福部町内の治水対策を推進して参りますので、ご理解とご協力の程よろしくお願い申し上げます。



※詳細な説明はWEBでご確認ください。

① 指定による河川整備の促進

塩見川本川の整備と並行して江川（箭溪川合流部～海土地内）の河川整備と遊水池等の整備



現状

江川（箭溪川合流部～海土地内）の河川整備に着手できるのは早くても令和20年度以降

指定によるメリット

特定都市河川指定することで

- ・ 江川（箭溪川合流部～海土地内）の河川整備早期着手
- ・ 遊水池等の新たな浸水対策の推進

② 指定による土地の雨水貯留機能の保全

流域内で1,000㎡以上の雨水浸透阻害行為（土地からの流出雨水量を増加させる恐れのある行為）に対し、対策工事（雨水貯留浸透施設の設置）が義務付けられる

⇒現状の土地が持っている水を貯める機能を維持する

対策工事が必要な事例

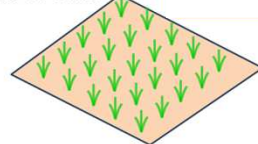
⇒以下AとBの両方を満たす時

A 開発面積が1,000㎡以上の場合

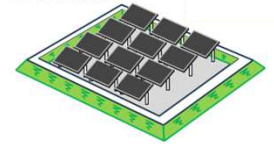
(例 田んぼ：約1反、宅地：約300坪、テニスコート：約5面)

- B
- ・ 農地などの締め固められていない土地を締め固める時
 - ・ 宅地以外をアスファルトやコンクリートで新しく舗装する時
 - ・ 建物や施設を新しく設置する時

【開発前】



【開発後】



対策例：農地から太陽光発電施設に開発する場合、土地の周りを土堤で囲み、中に水を貯められるようにするなど（その他 貯水池、地下貯留など）

対策工事がいない事例

- ・ 開発面積が1,000㎡未満の場合
- ・ 利用面を変更せずに造成するだけの場合
- ・ 農地から農地に転換する場合



※内容によっては都市計画法、盛土規制法、土壌汚染対策法など、法令に基づく許可が別途必要な場合がありますので、ご承知ください。

	先行指定する場合	指定しない場合
江川の河川整備	塩見川本川の整備と並行して ・ 江川（箭溪川合流部～海土地内）の河川整備早期着手 ・ 遊水池等の新たな浸水対策の推進	・ 塩見川本川の整備完了（令和20年度）以降に江川（箭溪川合流部～海土地内）の整備開始 ・ 遊水池等の新たな浸水対策は上記整備が完了してから着手
流域内の土地開発	流域内の全ての土地において、1,000㎡を超える雨水浸透阻害行為を行う場合は対策工事が義務付けられる	現状と同じ

